## 令和 2 年 12 月 第 23 回定例会質問

令和 2 年 12 月 10 日 (木)

- 1. 空き家対策について
- 2. 動物愛護について
- 3. 内部統制制度について

維新の会の久保高章でございます。第23回定例会におきまして質問の機会を与えてい ただきましたことに感謝申し上げます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴の程、宜しくお願い申し 上げます。

それでは質問に入ります。

まずは、空家対策についてお伺い致します。

本市には、約248,000戸の住宅が有ります。

その内、本市が把握している空家等の件数が、8,000件程度有ります。

ここでお伺い致します。

令和2年度尼崎市空家等実態調査業務について空家調査の前回調査からの状況変化につい ては、どの様な調査を行いますか?①空家の総体的な把握、②空家ストックの有効活用、 ③空家に係る問題解決を目的とした調査のいずれに重点を置いて調査されますか?

次に、動物愛護についてお伺い致します。

令和2年6月に動物愛護管理法が一部改正施行されました。改正以降動物虐待や多頭飼育 崩壊などの事件がマスコミに取り上げられて頻発してニュースで見聞きする事が多くなり ました。

ここでお伺い致します。

10月の決算特別委員会、総括質疑では、「現在把握している多頭飼育問題事例は、12 件概ね200匹を確認している」と答弁されています。本市では、福祉関連部局とは、ど のように連携して問題事例に対応していますか?

これまで行ってきた事例を具体的に挙げて教えてください。

次に、内部統制制度についてお伺い致します。

地方自治法の一部改正を背景として平成28年3月に公表された第31次地方制度調査会の 「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」を 踏まえ、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効果的に提供していく ため、その要請に対応した地方自治体の体制を確立することを求め、平成29年6月に地 方自治法の一部を改正する法律が法律第54号として公布され、令和2年4月1日より方 針策定においては都道府県と政令市が義務化され、それ以外は努力義務規定となりまし た。

ここでお伺い致します。この地方自治法の一部改正は具体的にどういった事象に対応する ために改正されたとお考えでしょうか。お答え下さい。

以上で、1問目の質問を終了いたします。2問目からは一問一答にて行います。

1-① ここでお伺い致します。

令和2年度尼崎市空家等実態調査業務について空家調査の前回調査からの状況変化については、どの様な調査を行いますか?①空家の総体的な把握、②空家ストックの有効活用、 ③空家に係る問題解決を目的とした調査のいずれに重点を置いて調査されますか?

- 1-② 業務委託仕様書には、「前回Cランクの再調査について解体、修繕が行われ状況が変化した場合に変更状況がわかる様にする」と記載されていますが、更に建物の劣化が進行した物件については近隣住民からの通報、苦情が無ければ調査を行わないのでしょうか?
- 1-③ 新たな空家実態調査業務内容について前面道路の接道状況や目視であっても大体の 築年を推測して昭和56年以前築39年以前の旧耐震基準か新耐震基準かも調査事項に入 れるべきと考えますがいかがお考えでしょうか?
- 1-④ 近隣住民からの苦情や相談から建物の撤去若しくは改修に至るまでの期間が、5年 10年単位と多くの物件が解決迄に長い年月が掛かっています。その対応する期間につい ては、近隣住民は、所有者がそこに居住していないので働きかけしにくい状況です。 ここでお伺い致します。

近隣住民は、所有者の自主性や行政の対応を待つしかないのでしょうか?

- 1-⑤ 近隣住民が、老朽危険空家の行政事務手続きの進捗が見える化出来る方法、また公表する事で解決を促す方法は有りませんか?例えば、個人情報の問題が有りますが、所有者の承諾を貰えたならホームページに案件ごとの進捗状況を掲載されてはいかがでしょうか?
- 1-⑥ 接道していない土地の所有者は、その活用については、役所窓口で相談に伺って初めて解決方法を指導いただく仕組みになっています。

例えば、10月の決算特別委員会、総括質疑で「昨年6月から無接道の建築物の建替えが しやすくなるように見直しが行われた」と答弁が有りましたが、

接道していない土地の所有者は、その活用については、役所窓口で相談に伺って初めて解 決方法を見いだす仕組みになっています。

ここでお伺い致します。

当事者が聞きに行かないとそれが出来る事がわからない、それを該当地域に告知すること により対応が早くなると思います。該当地域所有者に、解決の方法の告知を行う事は出来 ませんか?

- 1-⑦ 建替えが出来るとわかった物件は、売却する事により換金可能です。 本市からその物件に対して建物解体費用の貸付を行い、建築可能な土地として市場に流通 を促し貸付金を回収するまた、空家を減らす方法は取れませんか?
- 1-⑧ 平成30年5月より始まった空家バンクの活用実績が有りません。利用されていない原因や課題についてどの様にお考えでしょうか? また、利用促進の為の方法として取扱物件の要件については、市民が利用しやすいように 見直しを行うべきと考えますがいかがお考えでしょうか?
- 1-⑨ 10月の決算特別委員会、総括質疑で「危険な空家を対象とした損害賠償保険への加入は、周囲の方を救済する効果がある」と答弁されました。研究、検討の進捗状況について教えてください。また、来年度から是非とも対応いただきたいのですが、課題は有りますか?
- 1-⑩ では、それ以外に近隣に危険を担保出来る対策や方法は何かお考えでしょうか? 台風や地震等の自然災害がある度に何年も不安にさらされている近隣住民の気持ちも汲み 取っていただき安心して生活出来る方法は、お考えでは有りませんか?
- 1-⑩ 空家管理システム導入後の活用方法について危機管理局、消防局、総務局、経済環境局など部局横断的に情報共有が出来て市民からの通報だけで無く職員にも見える化が出来て皆で監視、建物除去啓発出来る意識付けの構築は出来ませんか?

## 1一完 <要望>

空家対策については、老朽危険空家の近隣住民の不安と安全の担保を行う為の損害賠償保険の加入、現存する空家の利活用、解体の分類、検証を行い、利用の少ない空家バンクを始めとする住宅施策の見直し、関係部局が横断的に老朽危険空家の情報共有を行い監視、建物除去啓発を行えるよう要望致します。

2-① ここでお伺い致します。

10月の決算特別委員会、総括質疑では、「現在把握している多頭飼育問題事例は、12 件概ね200匹を確認している」と答弁されています。本市では、福祉関連部局とは、ど のように連携して問題事例に対応していますか?

これまで行ってきた事例を具体的に挙げて教えてください。

次に、動物愛護についてお伺いします。

- 2-② 10月の決算特別委員会、総括質疑で質問した「動物愛護センター施設改修の相談室の確保等の課題は、動物愛護管理推進協議会での協議を行う」と答弁いただきましたがその結果、相談室は確保出来ましたか?また、出来なかった場合の理由を教えて下さい。
- 2-③ 多頭飼育不妊手術助成金の対象条件と今までの執行状況を教えてください。
- 2-④ 多頭飼育崩壊が起こってから不妊手術を助成するより、最も有効なことは未然防止策であると思います。

尼崎市では、未然防止のため、「多頭飼育危険度チェックリスト」を配布し、スクリーニングを実施されているとのことですが、健康福祉局のどこの部署がどのように対応されていますか?また、その効果や成果は出ていますか?

2-⑤ 環境省の「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン骨子 (案)」が公表されています。

ここでお伺い致します。

本市は、これを基に多頭飼育対策を立てると、これまで回答いただいてきましたが、いつまでにどのような対策を立てる予定ですか?

特に多頭飼育崩壊の未然防止策については、どのような施策をお考えでしょうか?

2-⑥ 10月の決算特別委員会、総括質疑では、「動物愛護の根本的な課題は、飼い主が 適正な飼養をしないことであり、多頭飼育問題における猫を直ちに収容するのではなく、 まずは飼い主に対して、不妊手術の指導や支援を実施することで、終生飼養につなげる必 要がある」と答弁されています。

ここでお伺い致します。

では、その多頭飼育問題があった飼い主の適正飼養頭数はどれくらいとお考えでしょうか?また、飼い主に引き続き飼育させる事に対する多頭飼育対策は、どのようにお考えでしょうか?

- 2-⑦ 動物愛護センターでは成猫は、保護猫として引き取らないと方針を示されています。新しく改修する施設は、収容頭数30頭と少ないので改修後も子猫専用にするのでしょうか?成猫は、ボランティア保護に依頼するか動物愛護センターに持込むと殺処分になるのですか?お考えをお聞かせ下さい。
- 2-⑧ 他市では、多頭飼育の登録制が始まっています。「環境省 令和元年度社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」では、動物の多頭飼育の届出制度のアンケートでは、125自治体の内、29自治体(約23%)で届出制度を行っています。

動物の多頭飼育の届出制度は、今後本市でも未然防止策として必要と思います。 ここでお伺い致します。

本市で来年度より実施するお考えは、有りませんか?出来ないまた必要としない理由は、 何でしょうか?

## 2 一完 〈要望〉

動物愛護については、本市をはじめ全国的に頻発している多頭飼育崩壊を防ぐには、未 然防止策が人や動物にとっても不幸にならない大事な事と考えます。後手の対応では、そ の後の仕事量や費用も多くなり関わる方の負担が増えます。是非とも福祉部局が一丸とな り多頭飼育届出制度を構築し未然防止に寄与していただく事を要望致します。

<u>3-① ここでお伺い致します。この地方自治法の一部改正は具体的にどういった事象に対応するために改正されたとお考えでしょうか。</u>

次に、内部統制制度についてお伺いします。今回は、内部統制制度について市の方向性や 考え方をお聞きしていきますので、私の考え方と違った場合など答弁によっては通告して いない質問となることを先ずお伝え致します。そして、今後どのように進めて行くかその 辺りもお伺いさせて頂きます。先ず、法改正された目的をご答弁頂きました。

- 3-② 今、お答えいただいた法改正の意図を受けて、そういった事象に対して本市ではどのように対応していこうとお考えでしょうか。
- 3-③ 先月、西宮市に内部統制制度について視察を行ってきました。その時の資料はすでに行政管理課の方に目を通して頂いています。西宮市では、過去の不祥事を踏まえ当時の市長、副市長の指示により平成29年6月からの法改正も踏まえ平成29年の4月より内部統制制度担当の部署を設け導入を進めています。現在、30の財務事務を対象に制度導入を

行っています。今後の人口減少や税収減、事務の複雑化、多様化、行政サービス提供体制の変化に対応すべく先ずは財務事務からスモールスタートされています。現在、先ほども申し上げたように都道府県と政令市が義務化され、それ以外は努力義務規定となっています。近い将来中核市も義務化されると言われていますがどのようにお考えでしょうか。

3-④ では、内部統制制度の導入については義務化になってから検討し、その後導入で良いとお考えでしょうか。

答弁をお聞きしないと分からなかったので今の答弁についてお聞きします。 1-④-NO では、義務化になる前に進める必要があるとご答弁頂きました。具体的な細かな 仕組みは後でいいと思いますが、では、どういう手順で先ずは進められる計画でしょう

か。

1-④-YES 義務化になってからという事ですが、義務化になって慌てて導入するとどうしても準備時間やノウハウが無いので監査法人に丸投げとなり形骸化したものになると考えます。現在、先進的に導入されている自治体ですらそういった部分が多く見受けられますが如何でしょうか。

- 3-⑤ 内部統制制度の中身について掘り下げてお伺いさせて頂きます。内部統制制度とは分かりやすく言ってどうゆうことであるとお考えかご説明下さい。
- 3-⑥ 監査からも平成29年度から今年度にかけて「監査結果を総括して」において内部 統制体制の強化を指摘され、毎年、重要性が提言されています。監査より指摘を受けてい る内部統制制度の胆とは簡潔に何であると理解されていますか。
- 3-⑥-2 ご答弁頂きましたが、(概ねそうですが補足すると) 監査より指摘を受けている 内部統制制度の胆は 2 点あると思います。1 点目は、平成 29 年度監査結果報告書に記載されている「問題の本質を直視することから逃げない」「悪しき前例を改めることに躊躇しない」「結果責任を負うことを恐れない」このようなトップの姿勢の上にある組織風土が重要である。が 1 点と、令和元年度に記載されている内部統制体制整備の原点は、本市でも行っている行政評価体系(施策評価・事務事業シート等)を、よりブラッシュアップし、的確な PDCA サイクルを確立していくことである。(現在の施策評価等は、監査で例年指摘しているように、分かりにくく的確でない内容が多く見受けられる。)の 2 点である

と思います。これは、監査委員の方にも確認しています。繰り返すと、1点目がトップの 姿勢の上にある組織風土、2点目が行政評価体系の的確な PDCA サイクルの確立という 2点 が重要ポイントであると言われています。(如何でしょうか。ご理解いただけましたでしょうか。)

では、

- 3-⑦ 今の重要ポイントについて、本市の現状はどのようになっているとお考えでしょうか。対応ができている。或いはできていない如何でしょうか。
- 3-⑧ 先ほどの重要ポイントを踏まえた上で、では簡単に分かりやすく噛み砕いた表現をすると業務のどういった部分に注目し統制が必要とお考えでしょうか。
- 3-®-2 簡単に申し上げると仕事を如何にやりやすく、行いやすくするかではないかと考えます。そうすれば業務が効率的になり 3E にも直結するのではと考えます。その上でミスや犯罪(不正)を起こさせない仕組み作りを統制する必要があるのではないかと考えます。が如何でしょうか。
- 3-⑨ では、今お答え頂いた統制しなければいけない(仕事をやりやすく、ミスを無くすや、犯罪、不正を無くすためには)どのような考え方、仕組みが必要であるとお考えでしょうか。
- 3-⑨-2 仕事をやりやすくミスをなくすには、なぜこの仕事があるのかの理由、法律なり条例なりの根拠があってこの仕事をしているという事や、なぜこれは決済が必要なのか等、意味が分かって仕事が出来るような教育の仕組、又、仕事で迷った時は何を確認すればよいのか簡単に分かる仕組みそういったマニュアルの作成により仕事がやりやすくなりミスがなくなりひいては効率にも結び付きます。このこれらの具体的な仕組み、マニュアルが内部統制制度だと思います。
- 又、犯罪(不正)については、チェック、チェックと規則で固めているとその規則通りに しか進めないという事で逆に犯罪者からすると好都合でその抜け穴から犯罪に陥りやすい とお聞きしています。何が大切かと言うと間違いがあったらすぐに発見できる仕組み、職 員が異変に気付く仕組みが大切でありそういった仕組みも内部統制制度であると思いま す。

ただ、仕事のやり方の規則化による仕組みではないと考えますが、今申し上げた具体的仕 組みでよいでしょうか。如何でしょうか。

3-⑩ 現在、監査においては外部よりリスクの高い部分にリスクアプローチし、ピンポイントで事務を洗い出し課題を分類して改善すべき点を指示しています。片や内部統制制度は、役所の内部の組織風土や業務の改善すべき点を洗い出し最終的には監査より指摘され

ることがないような行政運営を目指すために行うものであると考えます。では、本日の質 疑応答を踏まえ、本市として内部統制制度をどういう方向性で制度設計していくのか。そ して、その中で何が大切で、押さえるところはどこなのか、これからどうするおつもりな のか、以上4点項目ごとにお答え下さい。

- 3-⑪ 代表監査にお伺い致します。これまでの当局の答弁がありましたが、監査委員としての考え方を端的にお願いできますでしょうか。
- 3-⑫ 市長にお伺い致します。平成28年3月の地方制度調査会の答申の中に、内部統制体制の整備及び運用のあり方において、その権限と責任を有する長が、組織の内外にその方針を明確にするため、長が内部統制体制の整備及び運用に関する基本的な方針を作成し、公表することが必要であり、長が、個々の地方公共団体の組織規模や特性等を考慮して、適切に判断し、創意工夫を図ることが重要とされています。すなわち、長が内部統制体制の整備及び運用を主体的に行うべきであると提言され既に4年と9ヵ月が経過しています。又、先程から申し上げているように監査からも内部統制体制の整備は必須の課題と言われながら、本市において未だその整備及び運用が全く見えませんがどのようにお考えでしょうか。
- 3-⑩ 現在、内部統制については本来、先ほど述べたように長が主体的に行うべきものを行政管理課がその職責を担っていますが、やはりほとんど進んでいません。他の業務と兼任できるものではないと考えます。先ずは、市長自らが方針を作成し、義務化される前に手遅れにならないうちに内部統制制度の専任部署を設け整備及び運用が出来るよう組織の検討も含め次年度に向けてのお考えをお聞かせください。義務化されて慌てて監査法人丸投げで形骸化したものにならない為にもと考えますが如何でしょうか。
- 3-個 適切な役割分担によるガバナンスにおいても地方公共団体のガバナンスにおいては、その事務を全般的に統轄し、地方公共団体を代表する立場にある長の意識が重要であると述べられています。民間企業においては、既に会社法等により内部統制制度が導入されています。公金を扱う主体である地方公共団体においても、事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成できるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適切な執行を確保する内部統制体制を整備及び運用する必要があると思いますが如何でしょうか。

## 3-完 「要望」

衆参両院で附帯決議されているように近い将来中核市も義務化されます。その時に慌て て形骸化したようなものを設置するようなら今の内からしっかりした仕組みを作っていく べきだと考えます。その為にも是非、令和3年度予算に内部統制制度の組織、仕組みの予 算計上を宜しくお願い致します。

以上で、全ての質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。